

令和 4 年度の国内希少野生動植物種の指定について

1. これまでの国内希少野生動植物種の指定状況について

- 環境省では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」とする。）に基づき、絶滅のおそれのある種の実態調査等を行い、国内希少野生動植物種の指定の検討を実施し、令和 3 年度までに 427 種を国内希少野生動植物種（特定第一種国内希少野生動植物種、及び特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）に指定してきた。

2. 今年度の新規指定種について

(1) 今年度の指定について

- 令和 4（2022）年 12 月 20 日に、ホムラハコネサンショウウオ等の 15 種（動物 10 種、植物 5 種）について、国内希少野生動植物種に新規指定する旨の政令を閣議決定（同月 23 日公布）、令和 5（2023）年 1 月 11 日から施行された（新規指定種は表 1 のとおり）。なお、指定に当たっては、現地調査や専門家へのヒアリング調査等の結果に基づき、個体数や分布その他の必要な情報を得た上で、令和 4（2022）年 12 月 1 日に開催された「令和 4 年度希少野生動植物種専門家科学委員会」等において、国内希少野生動植物種への指定の必要性と有効性を了解いただいた。
- 新規指定種 15 種のうち、特定第一種国内希少野生動植物種として 1 種（植物）、特定第二種国内希少野生動植物種として 9 種（両生類 1 種、昆虫類 7 種及び甲殻類 1 種）、種の保存法第 6 条第 2 項第 4 号の政令で定める、卵及び種子の捕獲等の規制を適用する種として 6 種（両生類 1 種、昆虫類 4 種及び植物 1 種）を指定した。なお、今回の指定種のうち、6 種（動物 4 種及び植物 2 種）は日本固有種（又は固有亜種）。
- 特に、ゲンゴロウ類をはじめとする中大型の水生昆虫については、ため池や水田の消失に伴う生息地の減少に加え、近年では飼育目的とみられる販売が多く確認されていたことから、大量捕獲等による生息状況への影響が懸念されていた。このため、今年度はゲンゴロウ類を中心に一定のまとまりをもって特定第二種国内希少野生動植物種に指定した。
- また、ニホンザリガニについて、唯一の在来のザリガニであり、近年飼育目的とみられる販売が多く確認されていたことに加え、今般の特定外来生物による生態系等への被害の防止に関する法律（外来生物法）に基づく特定外来生物への指定等による外来ザリガニ類の規制強化に伴い、本種への注目や捕獲圧が高まる危険性があったことから、特定第二種国内希少野生動植物種に指定した。

(2) 指定候補種における国民提案種について

- 募集を開始した平成 26 (2014) 年度から令和 3 (2021) 年 12 月末までの間に合計 67 種、のべ 85 件の提案を受理した (令和 3 年の提案件数は 0 件)。
- 提案を受理した種のうち 28 種・変種は国内希少野生動植物種に指定済み。今回は、提案のあったコヒョウモンモドキ及びニホンザリガニの 2 種について指定した。
- その他の 37 種のうち 8 種は絶滅のおそれが高いことから現時点では指定しない方針としている。それ以外の提案種 (既指定種の指定区分変更を含む。) の対応については引き続き検討する。

3. 指定経緯

令和 4 年 12 月 1 日	令和 4 年度希少野生動植物種専門家科学委員会
令和 4 年 12 月 2 日～9 日	パブリックコメント
令和 4 年 12 月 20 日	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 施行令の一部を改正する政令」閣議決定 (同月 23 日公布)
令和 5 年 1 月 11 日	施行

表1 令和4年度の国内希少野生動植物種（特定第一種国内希少野生植物種、特定第二種国内希少野生動植物種を含む。）の指定種一覧

綱名	種名	卵・種子の指定	特定第一種	特定第二種
両生綱	サンショウウオ科			
	1) <i>Onychodactylus pyrthonotus</i> (ホムラハコネサンショウウオ)	●		●
昆虫綱	ゲンゴロウ科			
	2) <i>Cybister chinensis</i> (ゲンゴロウ)	●		●
	3) <i>Cybister rugosus</i> (ヒメフチトリゲンゴロウ)	●		●
	4) <i>Dytiscus marginalis czerskii</i> (エゾゲンゴロウモドキ)			●
	5) <i>Graphoderus adamsii</i> (マルガタゲンゴロウ)			●
	6) <i>Hydaticus pacificus conspersus</i> (オオイチモンジシマゲンゴロウ)			●
	7) <i>Prodaticus vittatus</i> (オキナワスジゲンゴロウ)			●
	コバンムシ科			
	8) <i>Ilyocoris cimicoides exclamationis</i> (コバンムシ)	●		●
	タテハチョウ科			
9) <i>Melitaea ambigua nippona</i> (コヒョウモンモドキ)	●			
軟甲綱	アジアザリガニ科			
	10) <i>Cambaroides japonicus</i> (ニホンザリガニ)			●
植物界	ナデシコ科			
	11) <i>Silene uralensis</i> (タカネマンテマ)	●	●	
	リンドウ科			
	12) <i>Comastoma pulmonarium</i> subsp. <i>sectum</i> (サンプクリンドウ)			
	13) <i>Lomatogonium carinthiacum</i> (ヒメセンブリ)			
	ウラボシ科			
	14) <i>Lepisorus clathratus</i> (トヨグチウラボシ)			
ユキノシタ科				
15) <i>Astilbe tsushimensis</i> (ツシマアカショウマ)				

(参考) 国内希少野生動植物種の指定状況等について

平成 29 (2017) 年の種の保存法改正の際の附帯決議として、「国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、2030 年度までに 700 種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。」が求められている。このため、今後も必要性和有効性を踏まえて国内希少野生動植物種の適切な指定を推進する。

今後の国内希少野生動植物種指定目標について

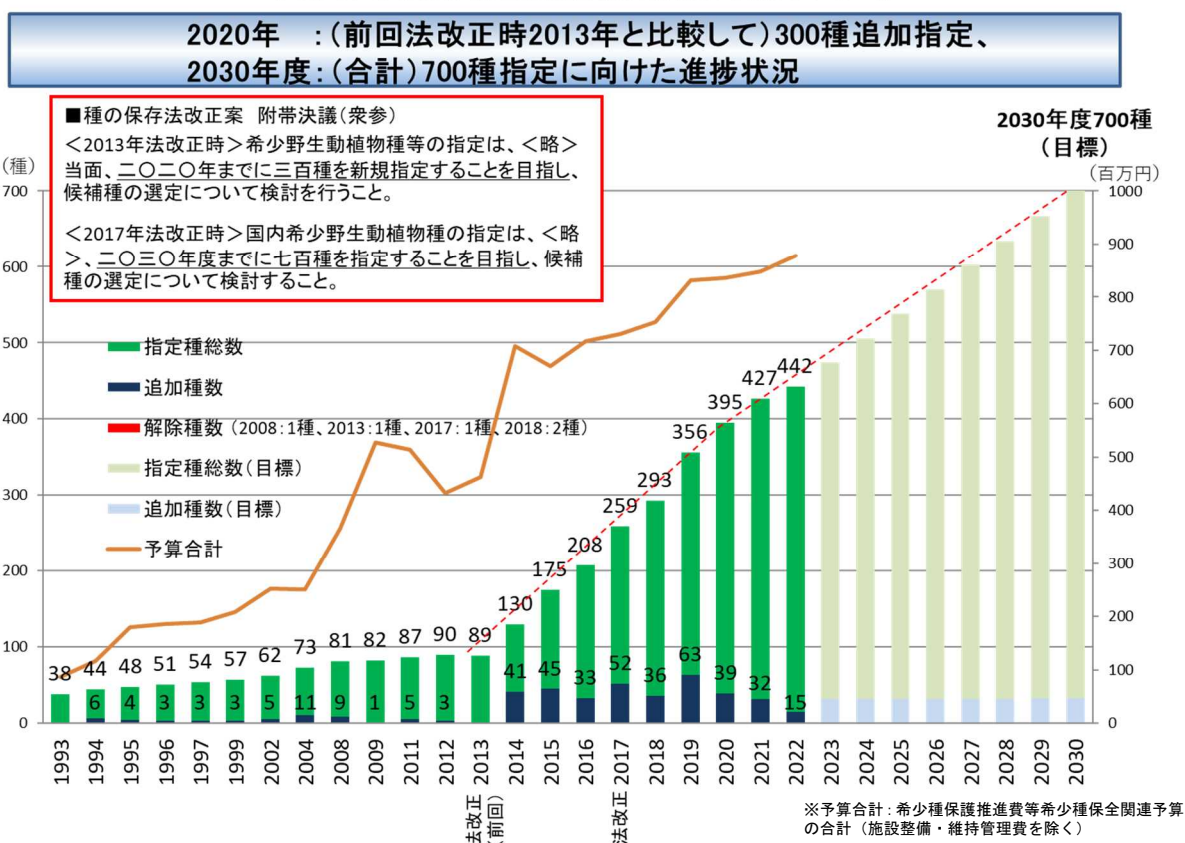


図1 国内希少野生動植物種の指定状況